

世田谷区子ども・子育て会議条例施行規則

平成26年9月30日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子ども・子育て会議条例(平成26年9月世田谷区条例第36号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員の内訳)

第2条 条例第3条に規定する世田谷区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の委員(次条において「委員」という。)の内訳は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 8人以内

(2) 区民 12人以内

(部会)

第3条 条例第7条第1項に規定する部会を置いたときは、部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、部会を代表し、会務を総理し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を子ども・子育て会議に報告する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 部会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

6 部会は、原則として非公開とする。

(庶務)

第4条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・若者部子ども育成推進課において処理する。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。